

## 苦情（意見・要望）申出窓口について

社会福祉法人 秦柏龍会では、社会福祉法第82条の規定により、利用者からの苦情(意見・要望)に適切に対応する体制を整えています。当保育園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めていますのでお知らせします。

。

### 記

- 1.
2. 苦情解決責任者 中村木綿子（園長）
3. 苦情受付担当者 矢野真弓（主任保育士）
4. 第三者委員 北村 幹雄  
足達 雅子

なお、昨年度の苦情解決について公開すべき苦情の申し出はありませんでした。